

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十一号）の施行期日は平成三十年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十二年四月一日とするこ
と。